V 食育サポート運営委員会

1. 西九州大学食育サポート運営委員会規程

(設置)

第1条 食と福祉の分野が融合した食育に関する教育・研究を推進するとともに、食育支援による地域 貢献を総合的、効果的に推進するため、西九州大学食育サポート運営委員会(以下「委員会」 という。を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 食育サポートセンターの運営に関する事項
 - (2) 食育に関する教育・研究の総合的企画・調整、推進、評価に関する事項
 - (3) 食育推進に関する相談窓口、指導者研修、情報収集・発信に関する事項
 - (4) その他食育支援のために必要な事項

(構成)

- 第3条 委員会は次の各号に定める者を以って構成する。
 - (1) 健康栄養学部長
 - (2) 健康栄養学科以外の学科から選出された専任教員各1名とする
 - (3) 事務局長

(委員の任期)

- 第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、健康栄養学部長とし、委員会の議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職務を代行する。

(会議の開催及び議決)

- 第6条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は過半数の委員から要請があったときに、委員長が 招集する。
- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(部会等)

- 第7条 学生や地域諸団体との連絡を密にし、委員会活動を円滑にするため、第3条に定める委員以外 の者を加えた部会等を置くことができる。
- 2 前項の部会等の名称、構成及び運営等については、委員会の議決を経て委員長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、学生支援課が処理する。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。 附則 (平成 18 年 5 月 18 日)

- 1 この規程は、平成18年5月18日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される第3条第2号に規定する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附則(平成18年10月12日)

この規程は、平成18年10月12日から施行する。

附則(平成19年6月21日)

- 1 この規程は、平成19年6月21日から施行する。
- 2 リハビリテーション学部から選出された委員については、平成 22 年 3 月 31 日までの間、この規程による改正後の第 3 条第 3 号に規定する「専任教員 3 名程度」とあるのは、「専任教員 3 名以内程度」と読み替えるものとする。
- 3 リハビリテーション学部から最初に選出された第 3 条第 3 号の委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附則(平成21年2月26日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成19年6月21日付け、附則2は平成21年3月31日付けで廃止する。

附則 (平成 26 年 2 月 13 日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2. 食育サポート運営委員会委員名簿

職	名	7	氏	名	任	期	備	考
学音	部	長	栁 田	晃 良	H26.4.1~I	H27.3.31	委員長	
教		授	松田	次生	II.		心理カウンセ	リング学科
	<i>]]</i>		米田	郁 夫	IJ		スポーツ健康	福祉学科
准	教	授	副島	順子	"		健康栄養学科	
	<i>))</i>		堀田	徳子	"		健康栄養学科	
11		安徳	弥生	"		社会福祉学科	•	
助		教	満 丸	望	"		リハビリテー	ション学科
	<i>))</i>		二宮	貴之	"		子ども学科	
事務	局	長	北島	忠則	"			
学生支援課長		光武	勲	"				
非常勤職員		大坪	靖代	"				

3. 運営委員会議事録

口	開催日	審議事項
第1回	平成 26 年 6 月 10 日 (火) (出席者数 8 名)	 平成26年度食育サポートセンター運営委員会委員について 平成25年度の年間計画について その他
第2回	平成 27 年 1 月 13 日 (火) (出席者数 6 名)	 平成 26 年度の活動報告 その他 ①平成 27 年度予算案について ②食育サポートセンター移動について ③あすなろ隊のポイントについて

4. 食育サポート運営委員会作業部会名簿

職名		氏名
学 部	長	栁 田 晃 良
教	授	林 真知子
IJ		古賀 浩二
IJ		安田 みどり
准教	授	江口 昭彦
IJ		副島順子
IJ		堀 田 徳 子
講	師	梅木陽子
IJ		船 元 智 子
助	手	久 富 裕 子
IJ		山口 生子
非常勤職	員	大 坪 靖 代

5. 作業部会議事録

回	開催日	審議事項
第1回	平成 26 年 4 月 24 日 (木)	1. 平成 26 年度食育サポート運営委員会作業部
	(出席者8名)	会委員について
		2. 平成 25 年度の活動報告について
		3. 平成 26 年度の年間計画について
		4. その他
第2回	平成26年8月5日(火)	1. これまでの活動報告
	(出席者9名)	2. 今後の活動予定
		3. その他
第3回	平成 26 年 11 月 13 日 (木)	1. サポートセンター移動について
	(出席者8名)	2. その他
第4回	平成 27 年 2 月 16 日 (月)	1. 平成 26 年度活動報告
	(出席者 11 名)	2. 平成 27 年度食育サポートセンター・あすな
		ろ隊の活動計画(案)について
		3. その他

VI 食育サポート事業協議会

1. 食育サポート事業協議会設置要項

(設置)

第 1 西九州大学、佐賀県及び佐賀県教育委員会における食育についての連携・協力協定書(以下「協定書」という。)第 3 条の規定に基づき、食育サポート事業協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2 協議会は次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 西九州大学
 - ア 健康栄養学部長 (食育サポートセンター長)
 - イ 事務局長
 - ウ 健康栄養学科から選出された専任教員3名
 - エ 健康栄養学科以外の学科から選出された専任教員各1名
 - 才 学生代表 若干名
 - カ 西九州大学学長が推薦する者 若干名
- (2) 佐賀県及び佐賀県教育委員会
 - ア 佐賀県くらし環境本部くらしの安全安心課長
 - イ 佐賀県くらし環境本部こども未来課長
 - ウ 佐賀県健康福祉本部健康増進課長
 - 工 佐賀県生産振興部生産者支援課長
 - 才 佐賀県教育委員会事務局学校教育課保健体育室長
 - カ 佐賀県知事又は佐賀県教育長が推薦する者 若干名

(協議事項)

第3 協定書第2条に掲げる連携・協力事項を協議する。

(会議)

- 第 4 協議会は、連携・協力を円滑に進めるため、毎年定例的に開催する。ただし、必要があると認める ときは、臨時に開催する。
- 2 協議会に会長を置き、健康栄養学部長(食育サポートセンター長)をもって充てる。
- 3 会長が事故あるときは、予め会長が指名した委員が会長の職務を代行する。

(委員以外の主席)

第5 協議会が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第6 協議会の事務は、西九州大学において処理する。

(補足)

第7 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この要項は、平成18年10月27日から実施する。

附則

この要項は、平成 21 年 7 月 27 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。 附則

この要項は、平成 25 年 7 月 9 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。 附則

この要項は、平成26年7月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

2. 事業協議会議事録

	開催日	審議事項
第1回	平成26年7月8日(火)	1.食育サポート事業協議会設置要項の一部
	出席者:県6名	改正(案)について
	大学9名	2. 平成 25 年度取組の実績報告について
		(県・大学)
		3. 平成 26 年度取組の計画について
		①県の取組計画について
		②食育サポートセンターの取組計画に
		ついて
		③平成 26 年度食育推進リーダー養成講
		習会の開催について
		4. その他

食育サポートセンター活動報告書

2015年3月発行

発行 西九州大学

₹842-8585

佐賀県神埼市神埼町尾崎 4490-9

TEL 0952-52-4191

FAX 0952-52-4194

印刷 大同印刷株式会社